

事業所名:医療法人恒進會 泉北陣内病院 バウムリハビリテーションセンター

代表者: 理事長 陣内 進

人事担当者: リハビリテーション科 多田・宮川

電話: 072・296・0698(直通)

FAX: 072・295・8699

所在地: 大阪府堺市南区豊田 40 (〒590-0106)

設立: 昭和 57 年

病床数: 269 床(急性期一般病棟 54 床、

地域包括ケア病棟54床・一般障害者病棟 161 床)

診療科目: 内科、外科、循環器科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、消化器外科、呼吸器外科、泌尿器科、肛門科、皮膚科、リハビリテーション科、心療内科、神経内科、アレルギー科、リウマチ科、歯科、口腔外科、小児歯科、人工透析室

※脳神経外科において、脊椎脊髄疾患治療が積極的に行っています。

⇒日経実力病院調査 2018～2019 年版 P113 に掲載

その他:メディカルフィットネスクラブ

バウムリハビリテーションセンターの概要:

施設基準:脳血管疾患等リハ I、運動器リハ I、呼吸器リハ I

通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所

スタッフ数:PT30 名、OT 15 名、ST3 名、介護職 30 名、看護職4名、ケアマネージャー3 名、事務員 2 名

事業内容: 平成 17 年 12 月開設

1. 脳血管疾患等、運動器、呼吸器リハビリテーション承認施設を含む医療保険部門
2. 通所リハビリテーションおよび訪問リハビリテーションを含む介護保険部門
3. その他、予防施設(プール、フィットネスゾーンなど)

平成 17 年 12 月に予防とリハビリテーションのための専用施設バウムリハビリテーションセンターを開設いたしました。この施設は、地域包括ケア病棟を併設し、地域に密着した予防、急性期、回復期、生活期のリハビリテーションを一貫して行える施設です。プールでのアクアセラピーや、フィットネスゾーンでのマシントレーニング、セラバンドトレーニング、スリングセラピー等による介護予防への取り組み、他職種が多岐にわたるリハビリテーションの実現を可能にしております。

求人内容:理学療法士、作業療法士、言語聴覚士……若干名

採用条件:

給与:年俸制 354 万円／年 (月給換算で、29.5 万円⇒基本給・諸手当含む)

交通費:月 10 万円まで支給

加入保険:健康・厚生・雇用・労災

就業時間:9:00 ～ 17:30

休日:週休 2 日制(祝日休み)、夏期 3 日、年末年始 5 日、
その他有給休暇制度あり、年間休日 126 日(昨年度実績)

退職金制度:あり

研修会・勉強会参加制度:あり

応募期間:随時

選考方法:別途通知 提出書類:別途通知



医療法人 恒進會
バウムリハビリテーションセンター
Baum Rehabilitation Center



Rehabilitation Center

自己申告書

平成30年10月3日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名

医療法人 恒進會
泉比 陣内病院 バウムリハビリテーションセンター

事業所所在地

〒590-0106 堺市南区豊田4-0

代表者名

センター長 田中 仁



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

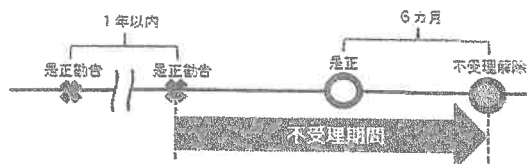
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

（1）過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

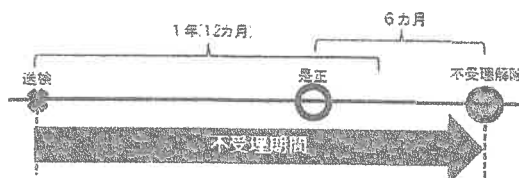


（2）違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

（3）対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

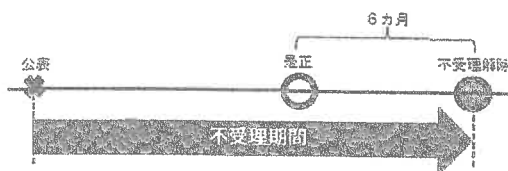
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

（1）対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表（※）され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

（1）求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。